（昭和59年度）
道路台帳整備調査提要補足版

道路敷境界確認測量要領

福島県土木部

目　　次

第１章　総　則……1

第２章　道路敷境界の考え方……5

　第１　概　念……5

　第２　道路敷境界の確認方法の考え方……5

　第３　道路台帳第２次整備事業の施行手順……8

第３章　土地の調査……13

　第１　地図及び土地登記簿上の道路敷の確認……13

　　１　台帳公図と地図の照合……13

　　２　地図上の道路敷の確認……13

　　３　台帳平面図上に台帳公図上の道路敷境界線を落とす作業……13

　第２　道路敷の未登記箇所の確認……13

　第３　道路に隣接する土地所有者の机上確認……14

　　(1)　土地登記簿の調査……14

　　(2)　法人登記簿・商業登記簿及び住民票の調査……14

　　(3)　机上で判断できない場合……14

　　(4)　調査の省略……14

　　(5)　境界確認書の土地調査欄の記入法……14

　第４　道路管理者との協議……15

第４章　境界立会い依頼文の作成……16

　第１　立会い依頼の相手方……16

　第２　立会い依頼文の作成……16

第５章　仮杭の打設……17

　第１　仮杭の規格……17

　第２　仮杭の打設……17

　　(1)　仮杭打設の方法……17

　　(2)　仮杭打設の留意点……17

　第３　道路現況と台帳図の不一致……17

　　(1)　道路台帳未補正箇所調書の作成……17

　　(2)　仮杭の打設……17

　　(3)　道路台帳図面の補正……17

第６章　道路敷境界確認の立会い……19
第１　第１次現地立会い……19
(1)　立会者……19
(2)　境界確認作業の手順……19
第２　第２次以降現地立会い……19
(1)　立会者……19
(2)　境界確認作業の手順……20
第３　道路敷境界未承諾箇所の対応……20
1　保留の決定……20
2　提出資料……20
第７章　道路敷境界標の設置……22
第１　境界標の種類及び規格……22
第２　境界標の設置方法……22
第８章　道路台帳の修正……25
第１　道路台帳付図の修正……25
第２　道路台帳調書の修正……27
第９章　境界確認台帳の作成……29
第１　提出先……29
第２　製本の方法……29
第３　境界確認台帳の正本の作成……29
第４　境界確認台帳の副本の作成……32
資料編
各種様式……35
付属資料……61

第1章　総　　則

第1条　目　的……1
第2条　適用範囲……1
第3条　土地の調査……1
第4条　道路敷境界確認依頼文の作成……1
第5条　道路台帳上の道路敷の確認……1
第6条　仮杭の打設……1
第7条　道路敷境界確認の現地立会い……2
第8条　道路敷境界標の設置……2
第9条　道路台帳の図面及び調書の修正……2
第10条　境界確認台帳の作成……2
第11条　道路台帳の保管……2
第12条　協　議……2
表1－1　道路台帳の保管先……3

第１章　総　　則

第１条　目　　的

この要領は、福島県が管理する道路の区域を明確に把握し適正な道路管理を行うため、道路敷境界の資料を得ることを目的とする。

第２条　適　用　範　囲

この要領は、道路台帳第２次整備事業（道路敷確定測量）及びこれに類する調査の際に適用するものとする。

第３条　土　地　の　調　査

受託者は、道路敷及び道路に隣接する土地について、あらかじめ当該土地の所在地を管轄する地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下「管轄登記所」という。）におもむいて、当該土地に関する地図（不動産登記法第17条又は不動産登記法施行細則の一部を改正する等の省令による廃止前の土地台帳法施行細則第２条第１項の規定により管轄登記所に備える地図）と道路台帳の公図（写）（以下「台帳公図」という。）を照合し、次に掲げる事項を調査するものとする。

(1)　地図と台帳公図の相違を確認し、訂正の必要がある箇所は台帳公図を訂正する。

(2)　土地登記簿を閲覧し、地図上の道路敷を明確にする。

(3)　道路台帳平面図（以下「台帳平面図」という。）上に台帳公図上の道路敷境界線を落とす。

(4)　台帳公図上で道路敷の未登記箇所を確認し、道路敷未登記箇所調書を作成する。

なお、道路敷未登記箇所調書の様式は、様式第１号とする。

(5)　道路敷及び道路に隣接する土地について、管轄登記所の土地登記簿等又は実地聴取等により、道路に隣接する土地の所有者等（以下「関係土地所有者」という。）を調査し、道路敷境界確認書の土地調査欄に記入する。

なお、道路敷境界確認書の様式は、様式第２号とする。

第４条　道路敷境界確認依頼文の作成

建設事務所にあっては管理課維持係・土木事務所にあっては業務課の各道路台帳担当者（以下「台帳担当者」という。）は、前条の調査に基づき、道路敷境界確認の立会い依頼文を作成するものとし、その文書を関係土地所有者に、事務所長名にて通知するものとする。

第５条　道路台帳上の道路敷の確認

受託者は、第３条の調査による道路台帳上（図面上）の道路敷境界線について、道路管理者の確認を受けるものとする。

２　道路管理者は、道路敷の境界線を台帳平面図上で確認し、第６条に示す仮杭打設箇所を指示するものとする。

第６条　仮　杭　の　打　設

受託者は、関係土地所有者と現地立会いを行う以前に、前条に基づき、道路敷の境界想定杭（道路管理者が考える道路敷の及ぶ範囲を示す杭）（以下「仮杭」という。）を打設するものとする。

第７条　道路敷境界確認の現地立会い

道路敷境界確認にあっては、関係土地所有者の立会いを得て調査するものとし、前条に基づく仮杭の位置について承諾の有無を確認するものとする。

2　境界承諾が得られた場合には、道路敷境界確認書の境界確認者記入欄に署名・押印願うものとする。

3　境界承諾が得られない場合は、その理由を具体的に記入した理由書（以下「道路敷境界未承諾理由調書」という。）を作成するものとする。

なお、道路敷境界未承諾理由調書の様式は、様式第３号とする。

4　道路敷境界が不明又は異議があったときは、台帳担当者又は道路維持課の指示をうけるものとする。

第８条　道路敷境界標の設置

受託者は、道路敷境界の承諾印が得られた箇所については、境界標を設置するものとする。

第９条　道路台帳の図面及び調書の修正

受託者は、道路敷境界標の設置完了後に杭間測量を行い、道路台帳の図面及び調書を修正するものとする。

第10条　境界確認台帳の作成

受託者は、第３条及び第７条による成果を境界確認台帳として編纂するものとする。

第11条　道路台帳の保管

道路台帳の保管は、表１－１のとおりとしそれぞれ永年保存とする。

第12条　協　　議

この要領に定めのない事項については、道路維持課と協議のうえ施行するものとする。

表１－１　道路台帳の保管先

建設事務所の管理区域内道路の場合

成果品			保管先：道路維持課	保管先：建設事務所
道路台帳図	原図	平面図		●
		求積図（道路部）		●
		求積図（道路敷）		●
		公図		●
	第２原図	平面図		●
	青図	平面図	●	●
		求積図（道路部）	●	
		求積図（道路敷）	●	
		公図	●	●
調書			●	
構造物台帳			●	●
野帳				●
測量成果簿				●
精度管理表				●
地点標成果				●
境界確認台帳正副本	道路敷境界確認書			●
	道路敷境界未承諾理由調書			●
	道路敷未登記箇所調書			●
境界確認台帳副本	道路敷境界未承諾理由調書		●(1)	
	道路敷未登記箇所調書		●(2)	●
	その他の資料			●

土木事務所の管理区域内道路の場合

成果品			保管先：道路維持課	保管先：建設事務所	保管先：土木事務所
道路台帳図	原図	平面図			●
		求積図（道路部）			●
		求積図（道路敷）			●
		公図			●
	第２原図	平面図		●	●
	青図	平面図	●	●	●
		求積図（道路部）	●		
		求積図（道路敷）	●		
		公図	●	●	●
調書			●		
構造物台帳			●	●	●
野帳					●
測量成果簿					●
精度管理表					●
地点標成果					●
境界確認台帳正副本	道路敷境界確認書				●
	道路敷境界未承諾理由調書				●
	道路敷未登記箇所調書				●
境界確認台帳副本	道路敷境界未承諾理由調書		●(1)	●	
	道路敷未登記箇所調書		●(2)	●	
	その他の資料			●	

注）境界確認台帳副本は、境界確認台帳（道路敷境界確認書は除く。）の資料のコピーを、台帳化したものである。
なお、表中括弧書きの数値は、提出部数を示す。また、作成方法は、第９章の図９－５－１及び図９－５－２を参照すること。

第２章　道路敷境界の考え方

第１　概　念……5

1　道路の範囲……5

2　道路敷……5

3　道路敷境界……5

4　管理界と財産界……5

第２　道路敷境界の確認方法の考え方……5

1　財産界と管理界が一致……5

2　財産界と管理界が不一致……6

3　建設省所管の法定外公共物（地図上の水路）について……6

4　その他の事例……7

第３　道路台帳第２次整備事業の施行手順……8

道路台帳第２次整備プロセスチャート……9

第２章　道路敷境界の考え方

道路台帳第２次整備調査事業においては、管理界と財産界という二つの考え方を導入することになるが、その概念及び確認方法については、次に掲げるとおりである。

第１　概　　念

１　道路の範囲

道路の範囲とは、道路法の規定に基づき、各種の管理・規制の行われる範囲をいい、平面的には道路区域の決定により定まり、立体的には、通常は、支壁その他の物件の存する部分はもとより、道路の区域全般にわたり、道路の構造の保全、交通の危険防止その他道路管理上必要な範囲と解されている。

なお、沿道区域（道路法第44条）は、道路の範囲には含まれない。

２　道　路　敷

道路敷とは、道路を構成する敷地である。

３　道路敷境界

道路敷境界とは、道路の範囲を平面的に示す境界をいい、具体的には道路敷とこれに隣接する土地の境界である。

４　管理界と財産界

道路敷境界は、道路を構成する土地の権原（土地を道路法上の道路として使用することを正当ならしめる法律上の根拠又は原因）取得態様により、管理界と財産界に分けるものとする。

(1)　管　理　界

管理界とは、道路の範囲となるべき敷地について、道路管理者が、何らかの権原を取得している敷地の範囲を示す境界をいい、理論的には、道路の範囲と管理界は一致する。

(2)　財　産　界

財産界とは、道路の範囲となるべき敷地について、道路管理者が、所有権を取得している敷地の範囲を示す境界をいう。

(3)　そ　の　他

道路の範囲外に県有敷地が存在する場合には、道路維持課と協議すること。（図２－５参照）

第２　道路敷境界の確認方法の考え方

１　財産界と管理界が一致

通常、道路の範囲となるべき敷地については、所有権が取得されていなければならない。この場合には、管理界と財産界が一致している状態であり、次に掲げる事例が該当する。

(1)　所有権を取得し、かつ移転登記を完了している場合

(2)　所有権を取得したが、移転登記を完了していない場合

(3)　寄附願・寄附採納書により取得したが、移転登記を完了していない場合

(4) 旧道路法当時からの道路敷で登記未済のもの

2 財産界と管理界が不一致

原則的に、財産界と管理界は一致することが望ましいが、次に掲げる事例のように、必ずしもそれが一致するとは限らない。

(1) 国有林野・鉄道敷地・河川敷地等を道路が通る時の貸付・占用等による権原取得

(2) 災害復旧工事等での口頭承諾による道路構造物の築造

(3) 使用貸借による権原取得

(4) 他の道路管理者が管理する場合

(5) 管理協定等により管理区分が明確な場合

3 建設省所管の法定外公共物（地図上の水路）について

地図上水路として図示されている場合には、その水路は基本的に建設省所管の国有財産である。したがって、その官民境界確定作業にあっては、建設事務所の財産管理係の担当者が現場にて確認を行うべきところであるが、その作業量にかんがみ、当該事業では原則的に次により施行するものとする。

(1) 国有地の確認の方法

道路管理者及び測量受託者は、地図上で水路の位置、延長及び面積を確認し、台帳平面図及び現況と対照しながら国有地を確保するものとする。

なお、便宜上、当該事業での境界立会い及び境界標の打設は次によるものとする。

① 道路管理者が水路を管理する場合

財産上は建設省所管の国有財産であるが、道路管理上当該水路を道路管理者が管理する必要がある場合には、水路の民地側に管理境界標を打設し、地図上の水路と道路の境界（財産界）の表示を台帳平面図上で行う。

すなわち、財産界と管理界の間が建設省所管の国有財産（水路）となる。（→図２－１参照）

② 水路管理者が存在する場合

土地改良区等で水路を管理している場合には、その管理者と立会いを行い、地図上の水路と道路の境界に境界標（財産界）を打設する。（→図２－２参照）

③ 水路管理者が不明な場合

水路管理者が不明な場合には、最終的にはその水路が存する市町村で管理することになる。

この場合、基本的に国有財産部局長たる知事（建設事務所の財産管理係の担当者）との境界立会い及び境界標の打設を行わないものとし、台帳平面図上に、地図上の水路と道路の境界を表示（財産界の表示）する。（→図２－３参照）

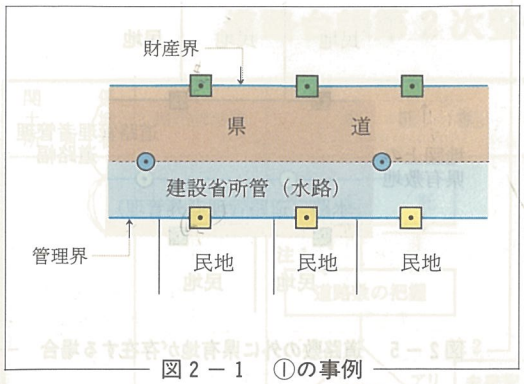


図２－１　①の事例

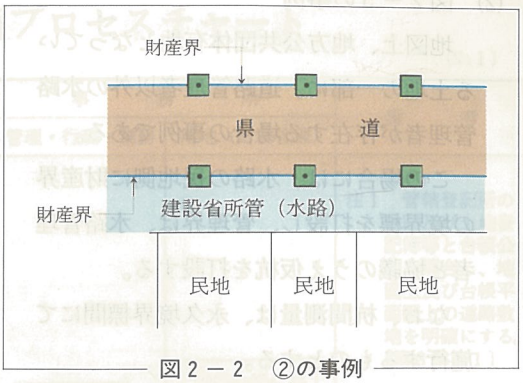


図２－２　②の事例

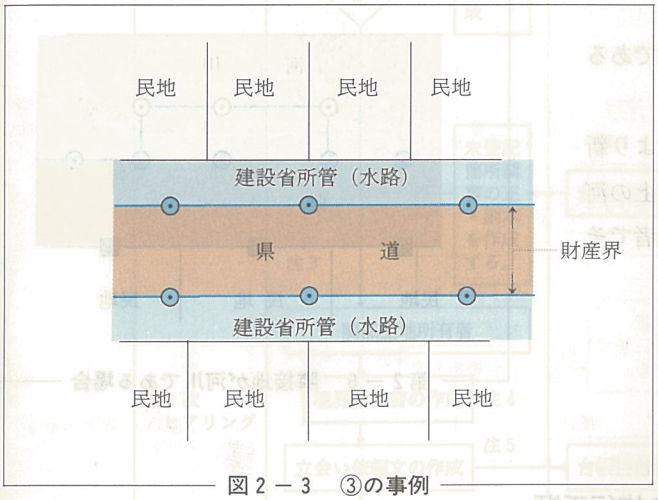


図２－３　③の事例

凡　例

記号等	記号の内容
	地図上の道路敷
	地図上の水路又は河川
	財産界を示す境界標
	管理界を示す境界標
	財産界を示す仮杭
	管理界を示す仮杭
———	道路敷境界線
- - - - - -	台帳平面図上で結線不要を示す線である。

4　その他の事例

(1)　図２－４の事例

水路管理者と立会いの結果、地図上の水路の中間に管理界が設定された事例である。

この場合の道路敷の帰属は、地方公共団体有地（図上のA）及び国有地（図上のB）の両者となる。

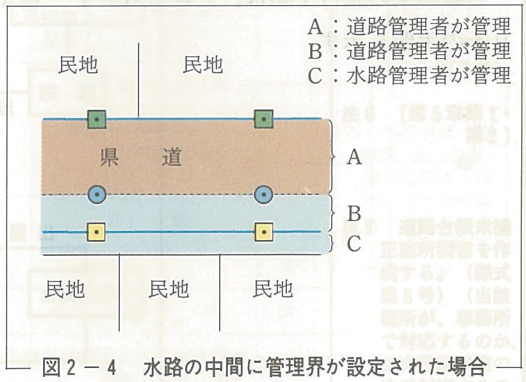


図２－４　水路の中間に管理界が設定された場合

(2) 図２－５の事例

地図上、地方公共団体有地となっている土地の一部に、道路管理者以外の水路管理者が存在する場合の事例である。

この場合には、水路の民地側に財産界の境界標を打設し、管理界は、水路管理者と協議のうえ仮杭を打設する。

なお、杭間測量は、永久境界標間にて施行するものとする。

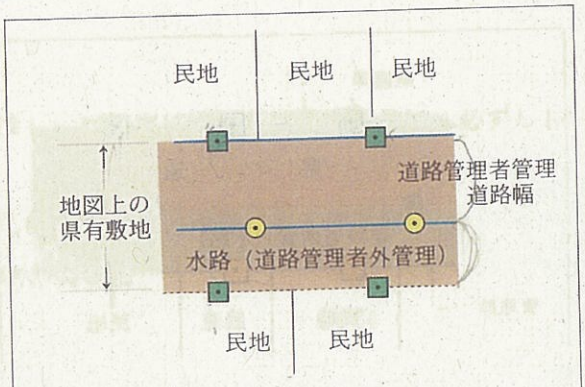
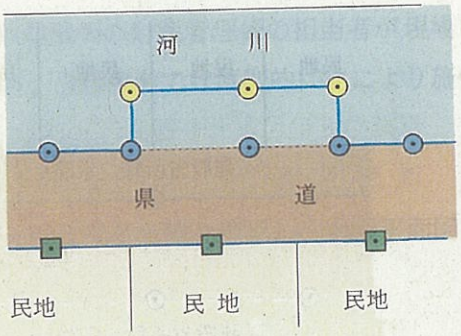


図２－５　道路敷の外に県有地が存在する場合

(3) 図２－６の事例

道路敷に隣接する土地が河川敷である場合の例である。

たとえば、災害復旧道路工事により新たに擁壁が築造され、それが地図上の河川区域内に存在するが、道路管理者でその擁壁を管理する場合である。



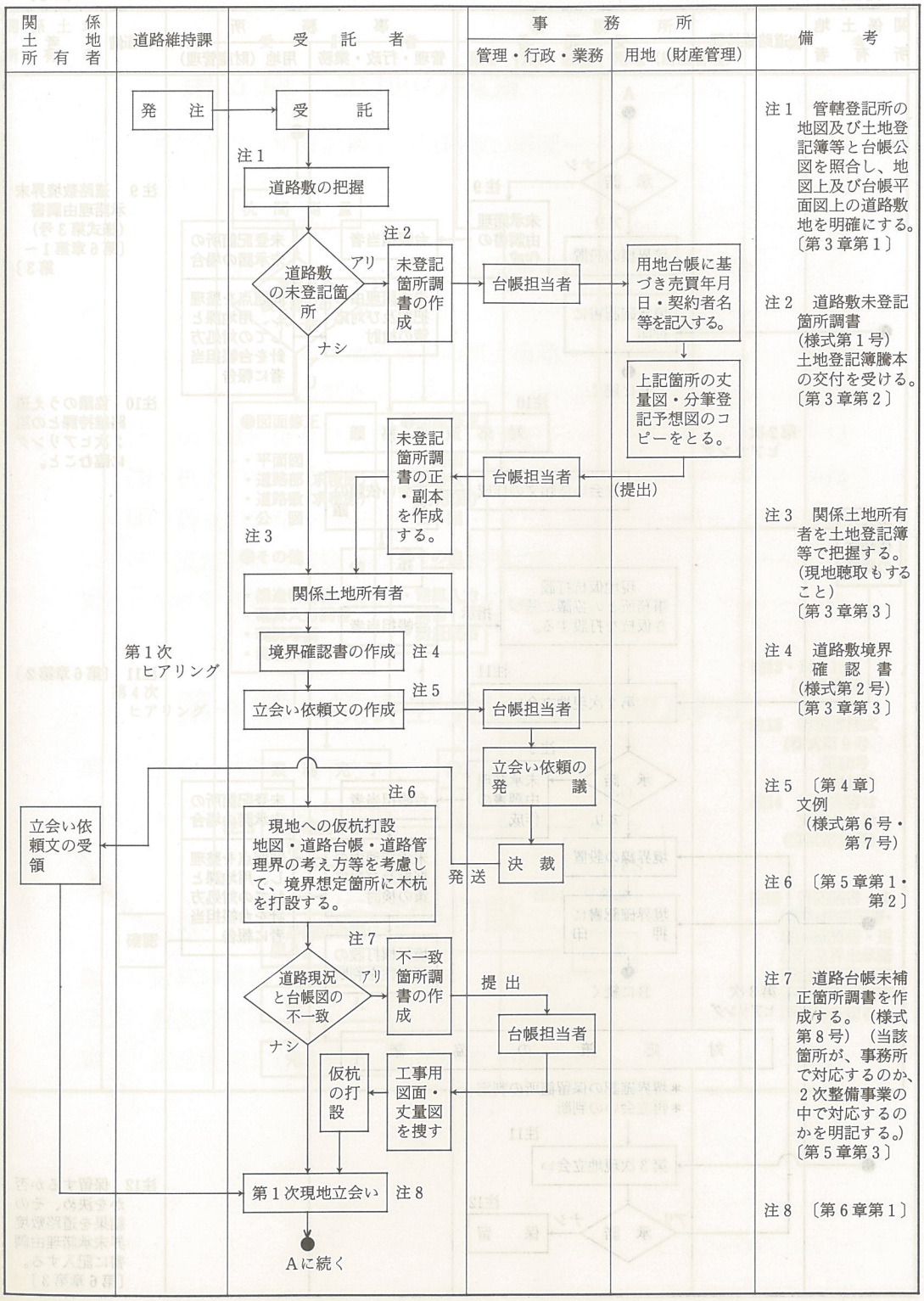
第２－６　隣接地が河川である場合

第３　道路台帳第２次整備事業の施行手順

当該事業の施行手順は、プロセスチャート（→Ｐ９～Ｐ11）によりその手順を示す。

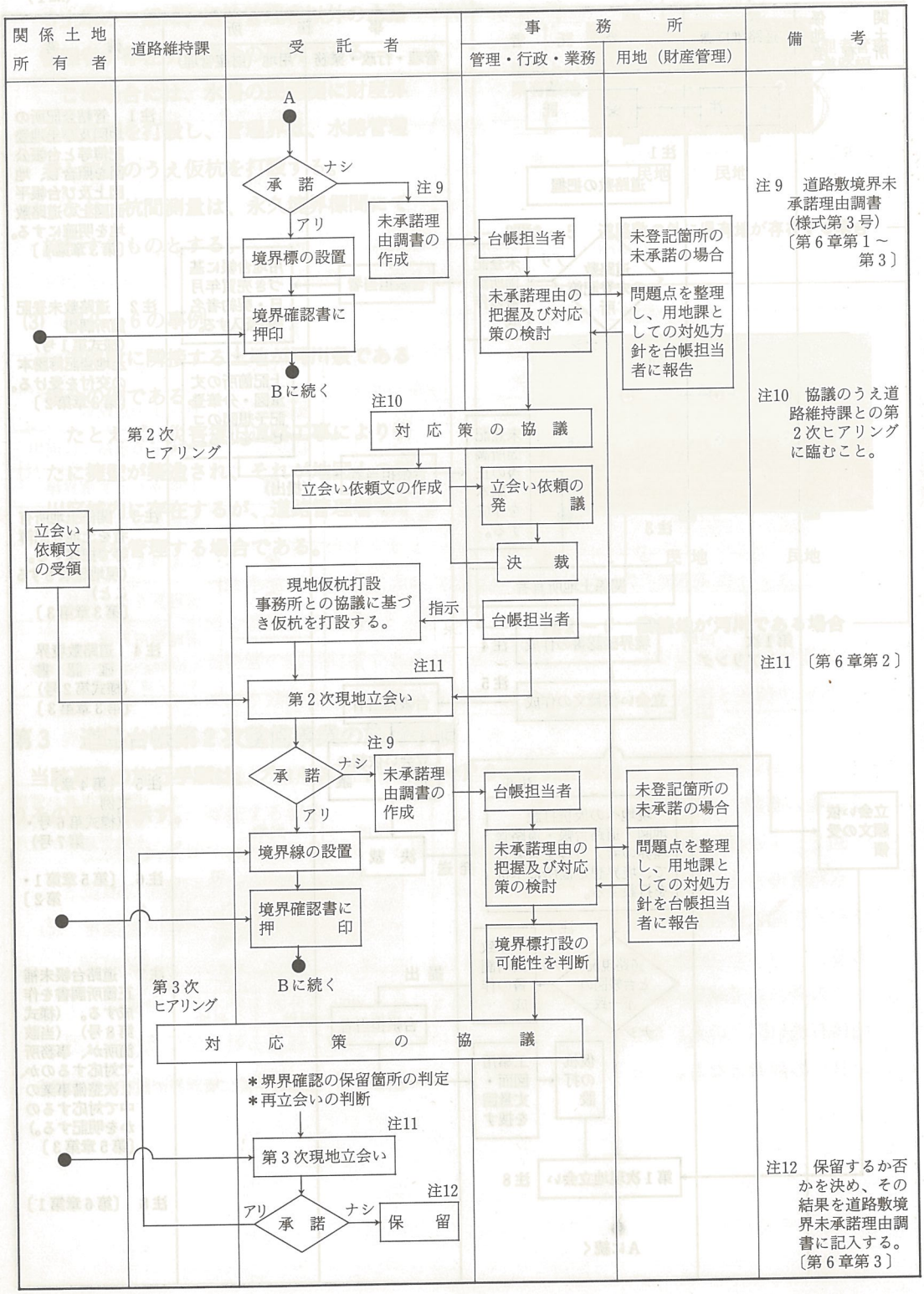
道路台帳第２次整備プロセスチャート

（No.１）



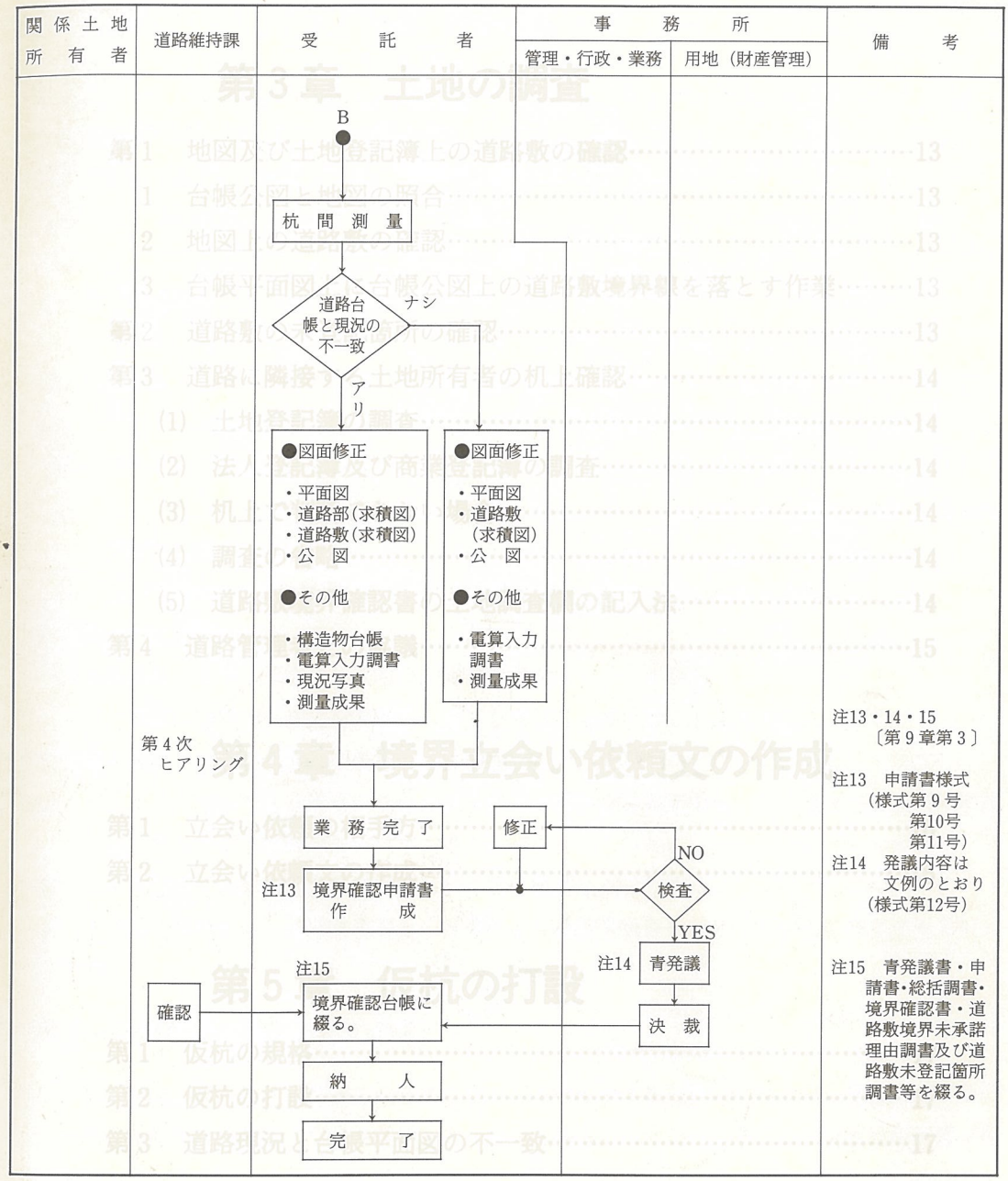
道路台帳第２次整備プロセスチャート

（No.２）



道路台帳第２次整備プロセスチャート

(No.３)



〈道路敷境界測量の事前調査〉

第３章　土地の調査

第１　地図及び土地登記簿上の道路敷の確認……13
１　台帳公図と地図の照合……13
２　地図上の道路敷の確認……13
３　台帳平面図上に台帳公図上の道路敷境界線を落とす作業……13
第２　道路敷の未登記箇所の確認……13
第３　道路に隣接する土地所有者の机上確認……14
(1)　土地登記簿の調査……14
(2)　法人登記簿及び商業登記簿の調査……14
(3)　机上で判断できない場合……14
(4)　調査の省略……14
(5)　道路敷境界確認書の土地調査欄の記入法……14
第４　道路管理者との協議……15

第４章　境界立会い依頼文の作成

第１　立会い依頼の相手方……16
第２　立会い依頼文の作成……16

第５章　仮杭の打設

第１　仮杭の規格……17
第２　仮杭の打設……17
第３　道路現況と台帳平面図の不一致……17

第３章　土地の調査

第１　地図及び土地登記簿上の道路敷の確認

受託者は、台帳公図と地図及び土地登記簿を照合し、下記に示す事項を調査するものとする。

１　台帳公図と地図の照合

(1)　台帳公図と地図を照合し、次に掲げる相違がある場合には、台帳公図を訂正するものとする。

①　新たに道路敷の分筆登記がなされた箇所

②　国土調査、土地改良そして土地区画整理等の事業により地図が変わった箇所

③　道路に隣接する地図が変わった箇所

④　①から③に掲げた以外の変動については、原則的に訂正の必要はないものとする。

(2)　地図が国土調査（以下「国調」という。）及び不動産登記法第17条の地図（以下「17条地図」という。）である場合には、その認証年月日及び17条地図である旨を、次に掲げる調書及び図面に記載するものとする。

①　道路敷境界立会い総括調書（記載要領は、第９章第３・２の(2)（→Ｐ29）及び様式第13号（→Ｐ57）を参照すること。）

②　台帳公図の表題部（記載要領は第８章第１の５（→Ｐ27）を参照すること。）

２　地図上の道路敷の確認

台帳公図訂正後の道路敷を、土地登記簿で確認するものとする。

なお、確認段階では土地登記簿謄本の交付を受ける必要はないものとする。

３　台帳平面図上に台帳公図上の道路敷境界線を落とす作業

(1)　地図が17条地図である場合には、当該座標と台帳平面図の座標を一致させたうえ、17条地図上の変化点を台帳平面図上にプロットする。

(2)　17条地図でない国土調査図の場合にも、(1)に準ずるものとする。

(3)　字切図の場合には、道路管理者との協議により道路敷境界を台帳平面図上に表示するものとする。

第２　道路敷の未登記箇所の確認

受託者は、第１の２及び同３の作業の中で、道路敷の未登記箇所を発見した場合には、その土地の土地登記簿謄本の交付を受け、次に掲げる事項にしたがい、道路敷未登記箇所調書（様式第１号）を作成するものとする。

(1)　受託者は、当該調書及び付属資料（公図・台帳平面図及び土地登記簿謄本）を路線ごと・事務所ごとに整理し、台帳担当者に提出する。

(2)　台帳担当者は、当該調書及び付属資料を建設事務所用地課（財産管理係）に提出する。

(3)　財産管理係の担当者は、次に掲げる事項を用地台帳により調査し、当該調書に記入するものとする。

① 当該未登記箇所の土地について、土地買収の経緯があれば、その相手方及び契約状況を記入する。

② ①の場合、登記困難理由（記号又は文章にて記入）等の登記状況を記入する。

③ 契約・登記状況が不明の場合には、不明の文字を丸で囲み、その理由を記入する。

④ 不明理由については、例えば再調査中とか、昭和44年度以降の用地台帳に記載なしとかを記入するものとする。なお、明確な理由及び想定される理由がある場合には、当該理由を記入するものとする。

(4) 道路敷の未登記箇所が確認された場合には、台帳担当者及び財産管理係の担当者は、次により対処するものとする。

① 原則的に、財産管理係の担当者は、未登記箇所の丈量図または分筆予定図のコピーを作成し、道路敷未登記箇所調書及び付属資料ともに、台帳担当者に提出するものとする。

② 土地売買契約締結が、過去5年以内である場合には、各事業課で保有している図面等から、当該未登記箇所の図面（コピー図）を作成するものとする。

③ 当該未登記箇所の登記促進に係る業務については、道路台帳第2次整備調査事業の業務外である。

(5) 台帳担当者は、当該未登記箇所調書とそれに関する図書を受託者に渡すものとする。

(6) 受託者は、第9章第3の(5)により各種資料を台帳に綴るものとする。（→P30）

第3 道路に隣接する土地所有者の机上確認

第1及び第2の調査により、関係土地所有者を机上で確認するものとする。

(1) 土地登記簿の調査

① 道路に隣接する土地が、未登記箇所（分筆による買収）である場合には、道路敷未登記箇所調書による売買契約当事者を土地所有者とみなす。

② ①以外の道路に隣接する土地の場合には、管轄登記所にて土地登記簿を閲覧し、その表題部及び甲区欄の記載事項を、道路敷境界確認書（様式第2号）の土地調査欄に記入するものとする。

③ ②の際、共有地である場合には、共有者調書（様式第4号）を作成するものとする。

(2) 法人登記簿及び商業登記簿の調査

関係土地所有者が法人であるときには、法人登記簿又は商業登記簿により、法人調書（様式第5号）に必要事項を記入するものとする。

(3) 机上で判断できない場合

(1)及び(2)の作業で不明確であった場合には、現地聴取等により把握するものとする。

なお、関係土地所有者の現住所の確認にあっては、住民票（抄本添付の必要はない。）等で確認するものとする。

(4) 調査の省略

① (1)から(3)の調査については、すでに工事等で調査済みの場合は、省略するものとする。

② ただし、道路敷境界確認書の土地調査欄の記入は行うものとする。

(5) 道路敷境界確認書の土地調査欄の記入法

① 当該調書１枚につき４筆分記入することができる。

② 当該調書は、台帳平面図が代わるごとに別用紙を使用すること。

③ 同一平画図内に、同一所有者の土地が数筆ある場合には、平面図ごと・所有者ごとにまとめるものとする。

④ 契約の欄は、道路敷未登記箇所調書から該当事項を捜しだし記入する。

なお、該当筆が全筆買収されている場合には、記入の必要はないものとし、該当筆が一部買収されている場合には、残地が道路に隣接する土地であると想定されるので、当該欄に必要事項を記入するものとする。

第４　道路管理者との協議

受託者は、当該章の調査完了後に、道路敷境界線について、道路管理者の確認を受けるものとする。

第４章　境界立会い依頼文の作成

第１　立会い依頼の相手方

(1)　官公署等の管理する土地

官公署及び地方公共団体の管理に属する土地については、当該土地の管理者

(2)　法人所有の土地

法人所有の土地については、その代表者

(3)　共有の土地

共有地については、その各所有者又は委任を受けた代表者

(4)　社寺・教会の土地

社寺・教会の所有地については、その主管者及び氏子、教徒又は信徒の総代等

(5)　個人の土地

個人の所有地については、その所有者(所有者が無能力者である場合は、その法定代理人等)

(6)　所有者不明の土地

所有者の住所又は居所若しくは相続人が明らかでない土地については、その財産管理人

(7)　その他の関係人

市町村役場、地区の区長、町内会長等の第三者

第２　立会い依頼文の作成

第１章第４条により台帳担当者は、立会い依頼文を作成することになるが、多量の文書作成になることにかんがみ、次により対処するものとする。

(1)　立会い依頼の方法

立会い依頼の方法は、文書にて依頼することを原則とするが、部落説明会等の開催の必要がある場合には、台帳担当者の指導に従うこと。

(2)　立会い依頼文の作成

①　受託者は、台帳担当者の指示にしたがい、依頼文を作成するものとする。

②　依頼文の内容は、様式第６号・第７号（→Ｐ43～Ｐ45）を参考にすること。

③　台帳担当者は、依頼文を発議し、決裁を受けそして公印を押印すること。

(3)　発　　送

①　原則的に各事務所で発送するものとする。

②　役場・地区の区長等に依頼できるものは、発送を依頼するものとする。

③　発送の際の宛名書等は、受託者側で行うものとする。

(ただし、封書の場合には、事務所の封筒を使用するものとする。)

④　直接相手方に、持参しても差し支えないものとする。

第5章　仮杭の打設

第1　仮杭の規格

木杭 …… 角材4.5cm×4.5cm×45cm

鋲 …… 昭和59年度版道路台帳整備調査提要（以下「提要」という。）P18による。

第2　仮杭の打設

(1)　仮杭打設の方法

①　第3章の調査及び道路管理者との協議に基づき仮杭を打設するものとする。

②　仮杭は、原則的に財産界に打設するものとする。

③　②により難い場合には、台帳担当者と協議のうえ、管理界に仮杭を打設するものとする。

(2)　仮杭打設の留意点

①　打設の時期は、関係土地所有者に立会い依頼文書を送付してから10日程度経過後に施行することを原則とし、立会い日については、仮杭打設後少なくとも5日後程度とすること。

②　打設位置については、第1章第6条、第3章及び道路管理者と協議により打設するものとし、次に掲げる事項に注意しながら打設するものとする。

ア　土木設計マニュアル［Ⅰ設計積算編］の3－6用地幅杭の項目を参照すること。（→P61～P66）

イ　公図が不動産登記法第17条の地図である箇所については、当該地図を最大限に尊重すること。

ウ　公図が字限図である箇所については、公図上の道路敷に一貫性がない場合があるので、台帳担当者と協議のうえ、道路現況に即した位置に施行すること。

第3　道路現況と台帳平面図の不一致

仮杭打設の作業中に、道路現況と台帳平面図とに差異（道路区域が道路工事により変化していた。）が生じている箇所を発見した場合には、次により対処するものとする。

(1)　道路台帳未補正箇所調書の作成

道路現況と台帳平面図の不一致とは、台帳未補正が原因で生じているものである。したがって道路台帳未補正箇所調書（様式第8号）を作成し、必要事項を記入するものとする。

(2)　仮杭の打設

当該箇所については、工事用平面図及び丈量図を捜し、これに基づき仮杭を打設するものとする。

(3)　道路台帳図面の補正

①　当該箇所については、当該整備調査事業の中で補正を行うことを原則とする。

②　補正の施行方法については、提要及び道路台帳補正要領によるものとする。

第６章　道路敷境界確認の立会い

第１　第１次現地立会い……19
第２　第２次以降現地立会い……19
第３　道路敷境界未承諾箇所の対応……20
　１　保留の決定……20
　２　提出資料……20
　(1)　境界確認台帳ゐ綴る資料……20
　(2)　境界確認台帳副本に綴る資料……20
　(3)　道路維持課提出用資料……20

第７章　道路敷境界標の設置

第１　境界標の種類及び規格……22
第２　境界標の設置方法……22
　１　コンクリート杭またはプレートの選択……22
　２　財産界と管理界の区別……22
　３　境界標の設置箇所……22

第６章　道路敷境界確認の立会い

第１　第１次現地立会い

⑴　立　会　者

①　関係土地所有者

②　受託者（必ず２名以上立会うこと）

③　原則的には上記の二者間で立会いを行うこと

④　立会う相手が官公署等である場合には、事務所の担当者も出席すること

⑤　その他（区長・町内会長等）

⑵　境界確認作業の手順

①　受託者は、出席者に対して自己紹介をし、作業の目的及び作業の概要を説明する。

②　仮杭打設箇所を関係者に説明する。

③　仮杭打設箇所にて境界を承諾した場合には、仮杭の頭部に赤色スプレーを施す。

④　仮杭打設箇所で承諾が得られない場合には、次により対処するものとする。

ア　相手方が主張する位置に、新たな仮杭を打設し、その頭部に黄色スプレーを施す。

イ　当初打設杭と黄色仮杭との相違が、台帳平面図上又は地図上で確認できない程度であり、かつ道路管理上支障ないものであれば、相手の主張どおり境界を定め、③により対処しても差し支えないものとする。

ウ　当初打設杭と黄色仮杭との相違が、道路管理上問題と思われる場合には、相手方の主張の理由を道路敷境界未承諾理由調書（様式第３号）にまとめ、後日、台帳担当者に提出するものとする。

エ　ウの場合にも、相手方に再度立会いを依頼する旨を伝える。

⑤　③の場合には、道路敷境界確認書（→Ｐ37）の境界確認者記入欄に署名押印を願い、公簿上の土地所有者との関係を聴取し、その結果を該当欄に記入すること。

⑥　④の場合には、次により対処するものとする。

ア　④のイの場合には、次回の立会いを経る必要がないとの相手方の意向があれば、道路管理者の確認を経たのち、⑤により対処するものとする。

イ　④のウの場合には、道路敷境界確認書への記入は要しない。

ただし、道路敷境界未承諾理由調書（様式第３号）には、必要事項を記入し、後日の台帳担当者との協議の時に提出するものとする。

第２　第２次以降現地立会い

⑴　立　会　者

①　関係土地所有者

②　受　託　者

③　事務所の担当者（建設事務所にあっては行政課（係）・管理課維持係、土木事務所にあっては業務課の各担当者）

なお、２名以上の出席が望ましい。

④　その他（区長・町会長等）

(2)　境界確認作業の手順

①　前回までの立会いの経過及び未承諾理由を相手方に確認する。

②　県の基本的な考え方あるいは再調査の結果を述べ、相手方の承認を得られるよう努力する。

③　新たな問題が生じた場合には、確証がないかぎり、その場でむやみに解決を急ぐことのないよう注意しなければならない。この場合は、再調査後、再度立会いを依頼する旨を伝える程度にすること。

④　承諾が得られた場合には、第１・(2)・⑤によるものとする。

⑤　未承諾の場合には、第１・(2)・⑥・イによるものとする。

第３　道路敷境界未承諾箇所の対応

１　保留の決定

最終的に、道路敷境界未承諾のまま残留している箇所については、道路管理者との協議のうえ、保留としても差し支えないものとする。

なお、保留に係る資料は、次に掲げる事項にしたがい提出するものとする。

２　提出資料

(1)　境界確認台帳に綴る資料

①　道路敷境界未承諾理由調書（正本１部）

②　保留箇所すべてについて、台帳平画図（青焼き図）のコピーに、当該箇所の未承諾理由を図面表示する。

なお、図示方法については、図９－２（→P31）を参照すること。

③　当該箇所が国調済み区間である場合には、地図（台帳公図）をコピーし、当該未承諾箇所を彩色すること。

④　その他、工事用の平画図・丈量図等があれば、それをコピーし、当該箇所を彩色すること。

(2)　境界確認台帳副本に係る資料

①　土木事務所の管理区域内道路の場合

ア　道路敷境界未承諾理由調書（副本１部）

イ　(1)の②・③及び④と同じ資料を添付する。

ウ　以上の資料を、図９－３（→P33）により台帳化すること。

②　建設事務所の管理区域内道路の場合

境界確認台帳に資料が綴られているので、資料作成の必要はない。

(3)　道路維持課提出用資料

①　道路敷境界未承諾理由調書（副本１部）

② (1)の②・③及び④と同じ資料を添付する。

③ 以上の書類は、B４版フラットファイルに整理して納品すること。

なお、図９－５－１（→P34）により整理し、提出すること。

第７章　道路敷境界標の設置

第１　境界標の種類及び規格

(1)　種　　類

①　コンクリート杭 …… 福島県規定の鉄筋コンクリート境界標

②　プレート式 …… 福島県規定のステンレス製境界標

(2)　規　　格

①　コンクリート杭 …… 福島県土木部図集Ⅲ－Ａ－ａ－50－100による。(→Ｐ23)

②　プレート式 …… 福島県土木部図集Ⅲ－Ａ－ｃ－４Ａ・５Ａ（→Ｐ24）

第２　境界標の設置方法

１　コンクリート杭またはプレートの選択

(1)　原則的に、コンクリート杭を打設すること。

(2)　(1)によりがたい場合には、プレート式境界標を設置すること。

(3)　国調事業により、プラスティック杭が打設されている箇所については、次により対処するものとする。

①　事業者（各市町村）に、コンクリート杭に埋め換えていいか協議する。

②　埋め換えが了承された場合には、関係土地所有者の立会いの必要性を事業者に伺うこととする。

③　埋め換えが不可の場合には、当該、プラスティック杭を道路敷境界杭として測量を施行する。

２　財産界と管理界の区別

(1)　財産界と管理界が一致している場合

①　コンクリート杭については、その頭部に赤色スプレーを施す。

②　プレート式境界標については、矢印部が赤色ペイント塗布のを用いる。

(2)　財産界と管理界が不一致の場合

①　コンクリート杭については、その頭部に黄色スプレーを施す。

②　プレート式境界標については、矢印部が黄色ペイント塗布のを用いる。

(3)　既設杭の場合

原則的に、財産界と管理界が一致しているとみなし、(1)及び(2)の区別は行わない。

３　境界標の設置箇所

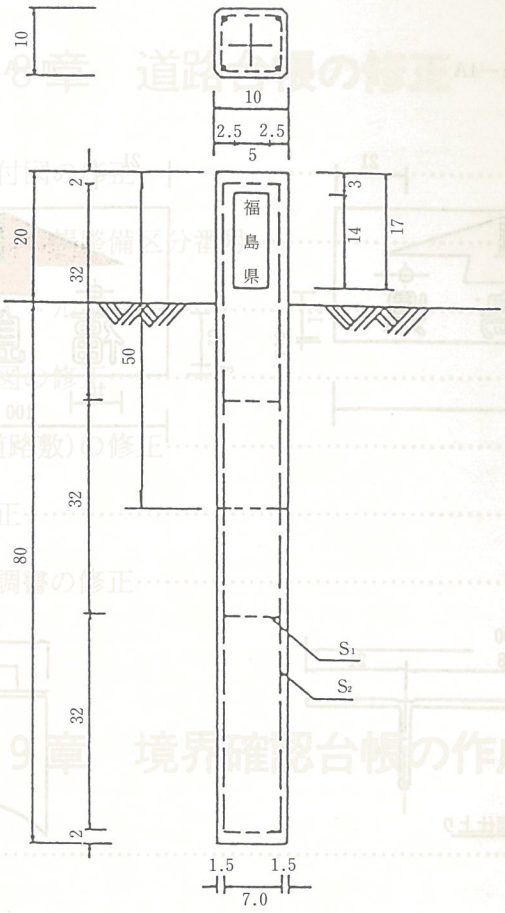
(1)　境界標未設置箇所に設置すること。

(2)　道路敷の変化点に設置することを原則とする。

(3)　境界標の間隔は、原則的に最大40m程度とすること。

(4)　その他については、道路維持課との協議による。

雑　工	Ⅲ—A—a—50～100	用地境界杭	標準タイプ



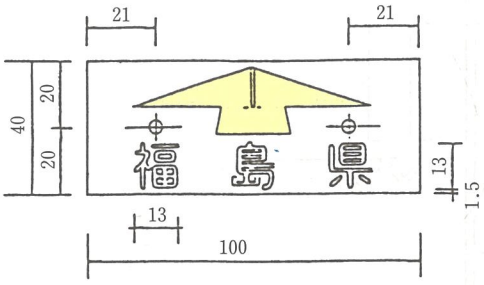
注）1　頭部3cmは赤色ペイント塗布とする。
　　2　埋設箇所が岩盤等で，規定の深さまで掘削することが困難な場合は境界杭の長さを50cmとすることができる。

材料表（1本当り）		
コンクリート セメント量260kg	型枠 m²	鉄筋 kg
0.01m³	0.32	1.20

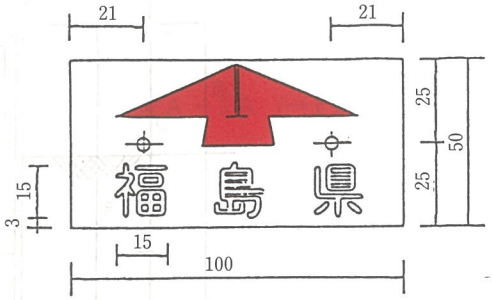
鉄筋材料表（1本当り）								
記号	経	使用長	切取長	単重	一本重	数量	重量	摘要
S1	4mm	0.28	0.36	0.099	0.04	4	0.16	S1 S2
S2	6mm	1.03	1.15	0.222	0.26	4	1.04	10d 10d
				小計			1.20kg	

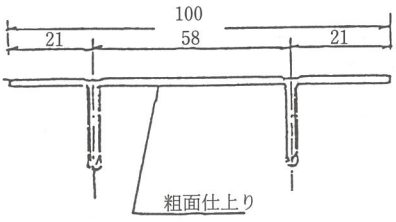
雑　工	Ⅲ—A—c—4A / 5A	用地境界杭	プレート式

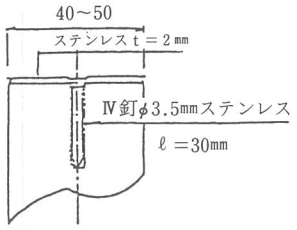
Ⅲ—A—c—4A

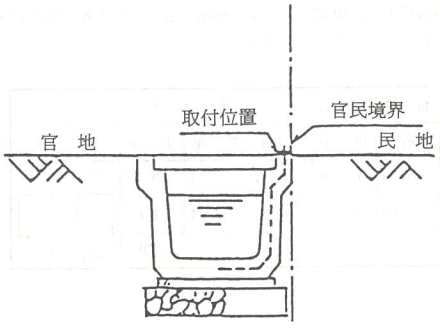


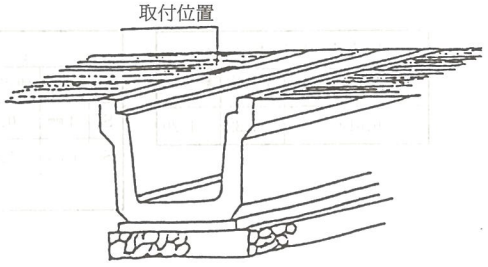
Ⅲ—A—c—5A











第８章　道路台帳の修正

第１　道路台帳付図の修正……25
１　総括調書の台帳整備区分番号……25
２　図面のタイトル……25
３　台帳平面図の修正……25
４　求積図(道路敷)の修正……26
５　公図の修正……27
第２　道路台帳調書の修正……27

第９章　境界確認台帳の作成

第１　提出先……29
第２　製本の方法……29
第３　境界確認台帳の正本の作成……29
第４　境界確認台帳の正本の作成……32

第８章　道路台帳の修正

道路台帳の図面及び調書の修正は、提要及び次に掲げる事項によるものとする。

第１　道路台帳付図の修正

１　総括調書の台帳整備区分番号

道路台帳整備状況を表８－１によりコードを記入する。

表８－１　台帳整備状況コード

年　度	62	63	64	65	66
台帳第２次整備事業及び台帳補正による整備区分番号	59	60	61	62	63

２．図面のタイトル

道路台帳第２次整備調査事業(境界測量)の施行年月日を図８－１の例により記載する。

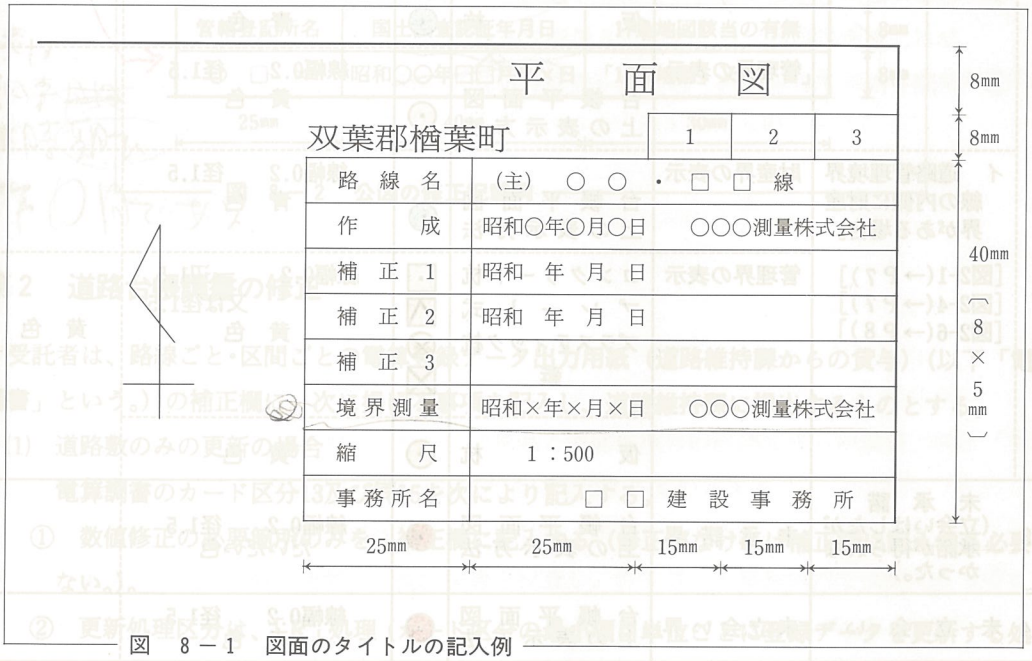


図　８－１　図面のタイトルの記入例

３　台帳平面図の修正

(1)　道路現況が台帳平面図と異なる場合

提要に基づき道路台帳の補正を行うものとする。

(2)　道路敷のみの変化の場合

①　横断図の道路敷境界線を修正する。

②　道路現況図を修正する。

なお、道路敷境界の彩色については、表８－２による。

③　データ欄を修正する。

表８－２　道路敷境界標の図面表示方法

場合分け	境界標の種類	名称	記号	図面の表示	現地杭の色
1 財産界＝管理界 [図2-2(→P７)] [図2-3(→P７)]		コンクリート杭 プレート式 プラスティック杭 鋲		線幅0.2　一辺1.5 又は径1.5 既設……茶色 新設……緑色	赤色
		仮杭		青色	
2 財産界≠管理界					
ア 道路管理境界線の外に財産界がある場合。 [図2-5(→P８)]	財産界の表示	コンクリート杭 プレート式 プラスティック杭 鋲		線幅0.2　一辺1.5 又は径1.5 新設……緑色	赤色
		仮杭		青色	
	管理界の表示	台帳平面図上の表示方法		線幅0.2　径1.5 黄色	
イ 道路管理境界線の内側に財産界がある場合。 [図2-1(→P７)] [図2-4(→P７)] [図2-6(→P８)]	財産界の表示	台帳平面図上の表示方法		線幅0.2　径1.5 青色	
	管理界の表示	コンクリート杭 プレート式 プラスティック杭 鋲		線幅0.2　一辺1.5 又は径1.5 黄色	黄色
		仮杭		黄色	
3 未承諾（立会いはしたが承諾が得られなかった。）	未承諾界	台帳平面図上の表示方法		線幅0.2　径1.5 だいだい色	
4 未立会い	未立会い界	台帳平面図上の表示方法		線幅0.2　径1.5 赤色	
5 昭和53年度～昭和58年度整備路線との整合性について	a　プレート式堺界標及びプラスティック杭記号を追加した。 b　財産界と管理界の考え方を区分した(58年度以前整備路線については、杭設置箇所は、基本的に財産界＝管理界とみなす。)。 なお、今回の作業では、既設杭の現場での着色は、原則的に不要とする。				

4　求積図（道路敷）の修正

(1)　敷地の帰属別に、三斜求積方法にて修正する。

なお、これによりがたい場合には、道路維持課の承諾のもと、延長に幅員を乗じて算出するものとする。

(2)　道路敷境界標の彩色は、表８－２による。

5　公図の修正

(1)　第1章第3条(1)及び第3章第1により、公図を修正する。

(2)　地図が国土調査済みの場合に、その認証年月日及び17条該当地図か否かを記載する。
なお、図8－2に、その記載例を示す。



図　8－2　公図の修正記載例

第2　道路台帳調書の修正

受託者は、路線ごと・区間ごとの電算登録データ出力用紙（道路維持課からの貸与）（以下「電算調書」という。）の補正欄に、次に掲げる事項を記入し、道路維持課に提出するものとする。

(1)　道路敷のみの更新の場合

電算調書のカード区分13及び同15を次により記入する。

①　数値修正の必要箇所のみを、補正欄に記入する（修正がなければ補正欄に記入する必要はない。）。

②　更新処理区分は、「R」処理（カード区分の最小項目単位ごとに登録データを更新する処理方法）を使用することを原則とする。

③　台帳整備区分は、表8－1に示すとおりとする。(→P25)

④　記入例は、表8－3に示すとおりである。

表8－3　記　入　例

| | (21) 面積関係 | | |

第９章　境界確認台帳の作成

第１章第10条により境界確認台帳を作成するものとする。

第１　提　出　先

境界確認台帳の正本及び副本は、表１－１（→Ｐ３）に基づき提出するものとする。

第２　製本の方法

１　正本の規格

表紙は、市販されているＢ４版・４穴の黒表紙を使用し、文字の記入は、道路台帳図の表紙同様とする。

２　副本の規格

表紙は、市販されているＢ５版・４穴の黒表紙を使用し、文字の記入は、道路台帳図の表紙同様とする。

なお、道路維持課提出分については、市販されているＢ４版・４穴のフラットファイルを表紙として使用し、文字の記入は、事業内容が特定できるよう表記するものとする。

第３　境界確認書台帳の正本の作成

１　構　　成

構成は、図９－１に示すとおりである。

２　内　　容

(1)　事務所での青発議

①　受託者は、調査整備が完了したら、成果品と道路敷境界の確認に係る申請書（以下「申請書」という。）を、事務所の道路台帳担当者に提出するものとする。

なお、申請書の様式は、様式第９号・第10号・第11号とする。

②　事務所の道路台帳担当者は、提出図書を検査し、青発議にて事務所内を回覧するものとする。

なお、伺い文例は、様式第12号に示すとおりである。

③　決裁後、当該発議書を境界確認調書台帳に綴るものとする。

④　その後、受託者を通じて、道路維持課の確認を受けるものとする。

(2)　道路敷境界立会い総括調書

道路敷境界立会い総括調書の様式は、様式第13号のとおりとし、当該調書には、境界確認書台帳の記載内容の概要を把握できるように記入するものとする。（記載要領については、当該調書の下段注釈書きを参照すること。）

(3)　道路敷境界確認書

道路敷境界確認書（様式第２号）の記入要領は、次のとおりとする。

① 平面図ごとの筆の通し番号

平面図ごとに、道路敷に隣接する土地について、整理番号（通し番号）を記入する。

② 土地調査欄

管轄登記所に備えてある登記簿を閲覧し、その表題部欄及び甲区欄に記載されている事項を転記する。

なお「契約」欄は、道路敷未登記箇所調書における契約当事者の住所・氏名を記入する。

③ 境界確認者記入欄

関係土地所有者に、道路敷境界確認の意思表示として、住所・氏名を自筆にて記入願い、押印願う。

なお、圃場整備事業、土地改良事業及び土地区画整理事業等に伴う道路敷に隣接する土地との境界確認に際しては、承諾印を台帳平面図（青焼き図）に直接押印願い、境界確認台帳の図面袋に入れ提出しても差し支えないものとする。

④ 公簿上の所有者と境界確認者との関係欄

土地登記簿上の道路敷に隣接する土地の所有者と境界確認に立会った者の関係を記入する。

なお、記入方法は、図示表示でも差し支えないものとする。

⑤ 備考欄

当該欄には、未立会い理由、当該事業での未施行理由（地方道改良工事施行中につき未施行とかを記入する。）及び既設境界標箇所につき杭間測量のみ施行等を記入するものとする。

⑥ 付属資料番号欄

道路敷境界未承諾理由調書の所在及びその他資料の所在を記入する。

(4) 道路敷境界未承諾理由調書

道路敷境界未承諾理由調書（様式第３号）については、第１章第７条の３（→Ｐ２）及び第６章（→Ｐ19～Ｐ21）に基づき作成する。

① 道路敷境界未承諾理由調書（正本１部）

② 保留箇所すべてについて、台帳平面図（青焼き図）のコピーを添付し、当該箇所の未承諾理由を図面表示（図９－２参照）する。

③ 当該箇所が国調済み区間である場合には、地図（台帳公図）のコピーを添付し、当該未承諾箇所を彩色すること。

④ その他、工事用の平面図・丈量図等があれば、そのコピーを添付し、当該未登記箇所を彩色すること。

(5) 道路敷未登記箇所調書

道路敷未登記箇所調書（様式第１号）については、第１章第３条(4)及び第３章第２に基づき作成する。

① 道路敷未登記箇所調書（正本１部）

② 台帳平面図（青焼き図）のコピーを添付し、当該未登記箇所の線（赤色）を図面表示する。

③　当該箇所の地図（台帳公図）のコピーを添付し、当該未登記箇所を彩色する。

④　その他、事務所で収集した資料を添付すること。

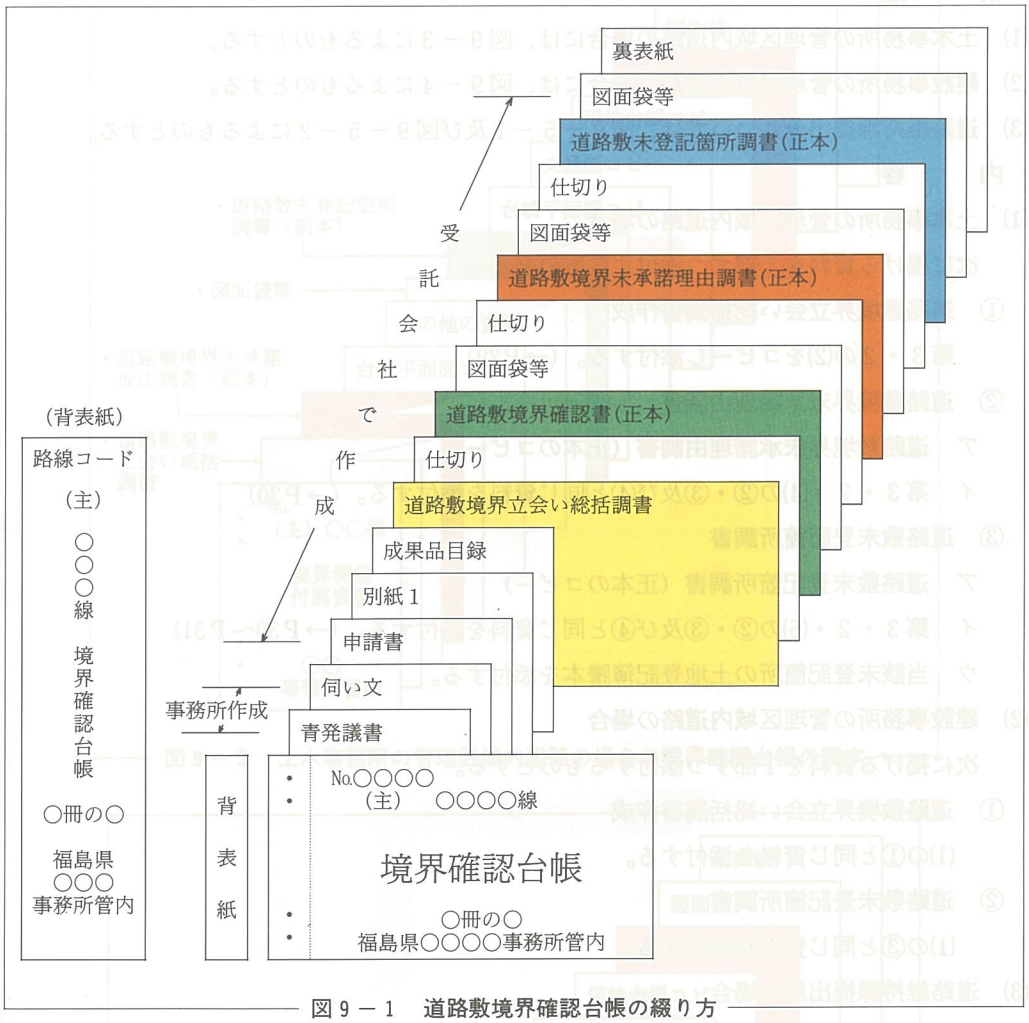


図９－１　道路敷境界確認台帳の綴り方

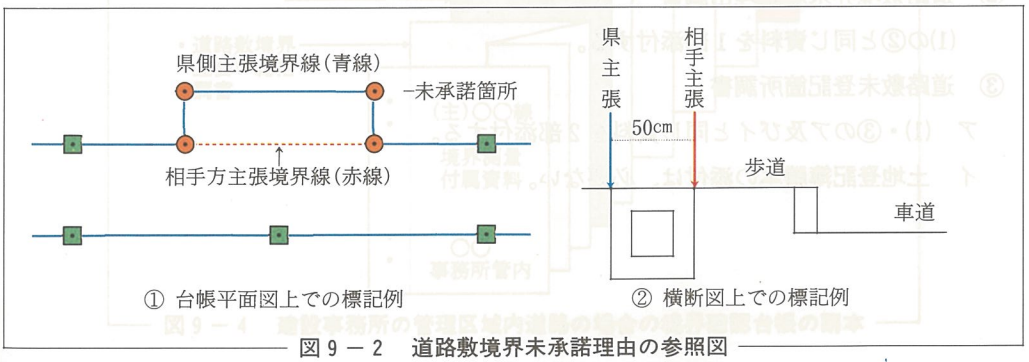


図９－２　道路敷境界未承諾理由の参照図

第４　境界確認台帳の副本の作成

１　構　　成

(1)　土木事務所の管理区域内道路の場合には、図９－３によるものとする。

(2)　建設事務所の管理区域内道路の場合には、図９－４によるものとする。

(3)　道路維持課提出分については、図９－５－１及び図９－５－２によるものとする。

２　内　　容

(1)　土木事務所の管理区域内道路の場合

次に掲げる資料を１部ずつ添付するものとする。

①　道路敷境界立会い総括調書作成

第３・２の(2)をコピーし添付する。(→Ｐ29)

②　道路敷境界未承諾理由調書

ア　道路敷境界未承諾理由調書（正本のコピー）

イ　第３・２・(4)の②・③及び④と同じ資料を添付する。(→Ｐ30)

③　道路敷未登記箇所調書

ア　道路敷未登記箇所調書（正本のコピー）

イ　第３・２・(5)の②・③及び④と同じ資料を添付する。(→Ｐ30～Ｐ31)

ウ　当該未登記箇所の土地登記簿謄本を添付する。

(2)　建設事務所の管理区域内道路の場合

次に掲げる資料を１部ずつ添付するものとする。

①　道路敷境界立会い総括調書作成

(1)の①と同じ資料を添付する。

②　道路敷未登記箇所調書

(1)の③と同じ資料を添付する。

(3)　道路維持課提出用の場合

①　道路敷境界立会い総括調書作成

(1)の①と同じ資料を１部添付する。

②　道路敷境界未承諾理由調書

(1)の②と同じ資料を１部添付する。

③　道路敷未登記箇所調書

ア　(1)・③のア及びイと同じ資料を２部添付する。

イ　土地登記簿謄本の添付は、必要ない。

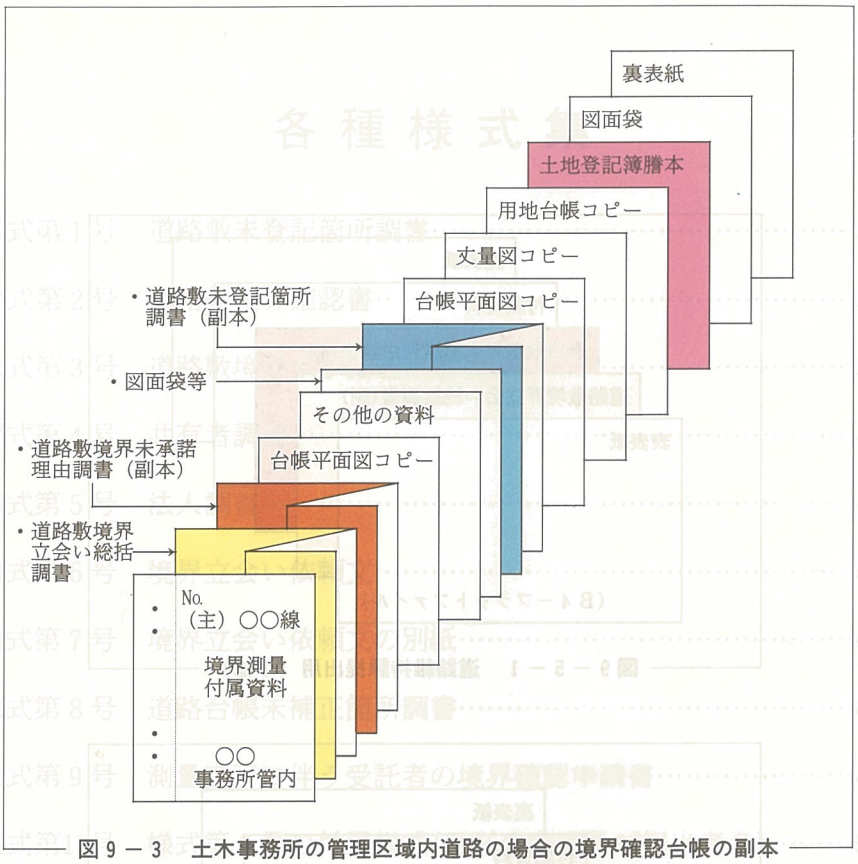


図 9 － 3　土木事務所の管理区域内道路の場合の境界確認台帳の副本

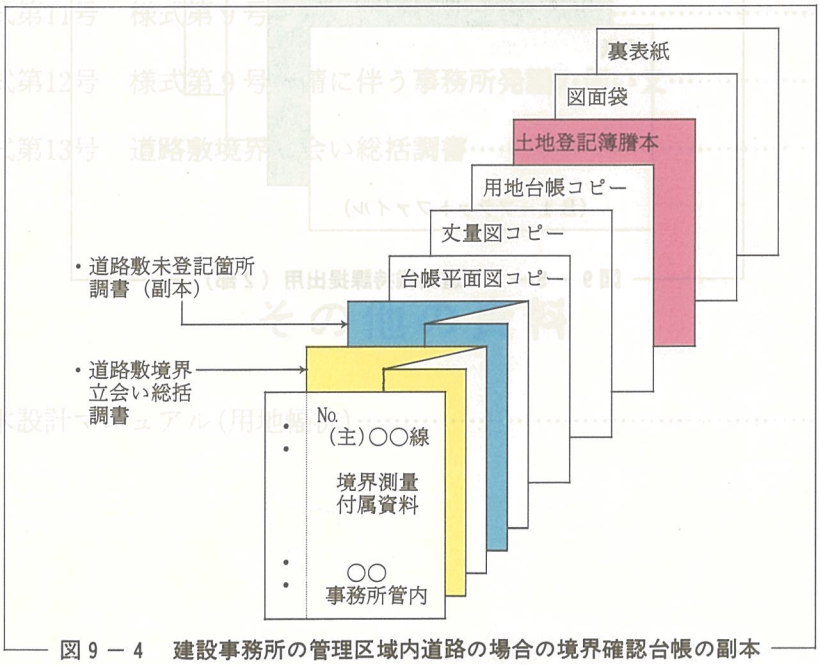


図 9 － 4　建設事務所の管理区域内道路の場合の境界確認台帳の副本

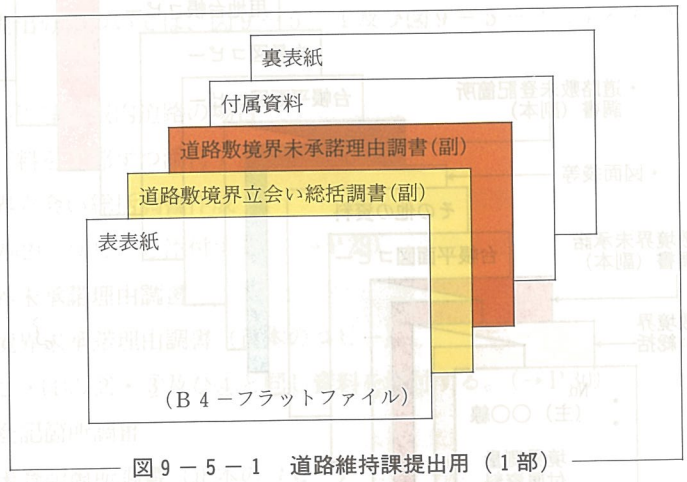


図９－５－１　道路維持課提出用（１部）

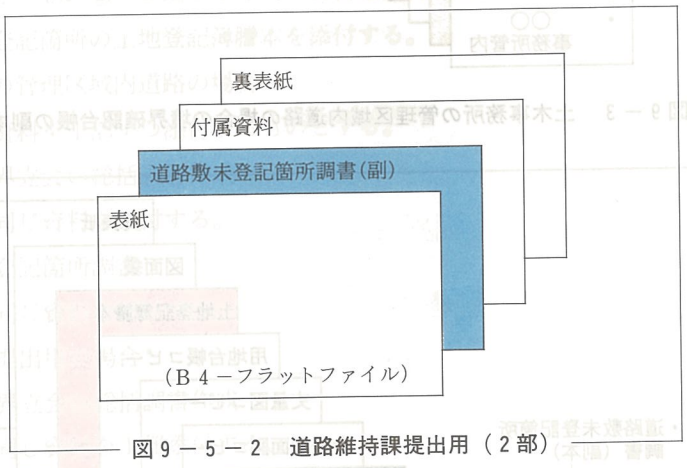


図９－５－２　道路維持課提出用（２部）

各種様式集

様式第１号　道路敷未登記箇所調書……35
様式第２号　道路敷境界確認書……37
様式第３号　道路敷境界未承諾理由調書……39
様式第４号　共有者調書……41
様式第５号　法人調書……41
様式第６号　境界立会い依頼文……43
様式第７号　境界立会い依頼文の別紙……45
様式第８号　道路台帳未補正箇所調書……47
様式第９号　測量完了に伴う受託者の境界確認申請書……49
様式第10号　様式第９号の付属様式（受託の内容及び担当者名）……51
様式第11号　様式第９号の付属様式（成果品目録）……53
様式第12号　様式第９号申請に伴う事務所発議の伺い文……55
様式第13号　道路敷境界立会い総括調書……57

その他の資料

土木設計マニュアル（用地幅杭）……61

道路敷未登記箇所調書

［様式第１号］

道路台帳第２次整備昭和　　年度	県道　　線	事務所管内	枚の

受託者名	社印
財産管理係の担当者	私印

台帳平面図番号	土地登記簿謄本との照合番号	土地登記簿上の土地及びその所有者の所在地						契約・登記状況						不明及びその理由	備考
		土地の所在			所有者の住所氏名			契約の相手方住所氏名			契約状況	登記状況			
		市町村 大字 字	地番	地積 ㎡	市町村 大字 字	番地	氏名	市町村 大字 字	地番	氏名	潰地面積 契約年月日	登記困難理由	委託年月日 登記年月日		
	1										㎡			不明	
	2										㎡			不明	
	3										㎡			不明	
	4										㎡			不明	
	5										㎡			不明	
	6										㎡			不明	
	7										㎡			不明	
	8										㎡			不明	
	9										㎡			不明	
	0										㎡			不明	

受託者が記入する。

建設事務所用地課財産管理係の担当者が記入する。

注１　受託者記入欄は、土地登記簿謄本の交付を受け該当事項を記入する。
　　なお、「土地登記簿謄本との照合番号」欄は、添付土地登記簿謄本の所在を索引できる番号を記入する。
注２　財産管理係の担当者が記入する欄は、事務所に保管されている用地台帳により、必要事項を記入する。
　　なお、記載完了後は、財産管理係の担当者の私印を押印すること。

［様式第２号］

道路敷境界確認書

事務所	路線番号	台帳冊数	平面図番号	確認書枚数	確認書通し枚数
		冊の		／	／

平面図毎筆の番号	土地調査欄									境界確認者記入欄	公簿上の所有者と境界確認者との関係（文章又は図示表示）	備考	付属資料の所在を示す番号	
	土地登記簿	表題部	市・郡	町・村	大字	字	地番	地目	地積	現地立会いの結果県道　　線の道路敷地と左記に示す土地との境界に異議ありません。 昭和　年　月　日 住所 氏名			未承諾理由	
													公簿等	
		甲区欄	市・郡	町・村	大字	字	番地	所有者氏名						
		＊契約												
	土地登記簿	表題部	市・郡	町・村	大字	字	地番	地目	地積	現地立会いの結果県道　　線の道路敷地と左記に示す土地との境界に異議ありません。 昭和　年　月　日 住所 氏名			未承諾理由	
													公簿等	
		甲区欄	市・郡	町・村	大字	字	番地	所有者氏名						
		＊契約												
	土地登記簿	表題部	市・郡	町・村	大字	字	地番	地目	地積	現地立会いの結果県道　　線の道路敷地と左記に示す土地との境界に異議ありません。 昭和　年　月　日 住所 氏名			未承諾理由	
													公簿等	
		甲区欄	市・郡	町・村	大字	字	番地	所有者氏名						
		＊契約												
	土地登記簿	表題部	市・郡	町・村	大字	字	地番	地目	地積	現地立会いの結果県道　　線の道路敷地と左記に示す土地との境界に異議ありません。 昭和　年　月　日 住所 氏名			未承諾理由	
													公簿等	
		甲区欄	市・郡	町・村	大字	字	番地	所有者氏名						
		＊契約												

注）「確認書枚数」は、平面図ごとの道路敷境界確認書枚数の情報を記入する。［例　（８枚のうちの３枚目なら　３／８と記入する。）］
「確認書通し枚数」は、分母に道路敷境界確認書の全体枚数を、分子に全体枚数のうち何枚目にあたるかをそれぞれ記入する。
「＊」は、道路敷未登記箇所調書における契約当事者の住所・氏名を記入する。
「備考」欄は、未立会い理由、添付図書がある場合の所在及び当該整備事業での未施行理由等を記入する。

[様式第３号]

道路敷境界未承諾理由調書

事務所	路線コード	路線名	受託会社名

台帳平面図番号	第１次現地立会い		第２次現地立会い		第３次現地立会い		最終判断
平面図ごとの筆(土地)通し番号	立会い年月日	未承諾理由	立会い年月日	未承諾理由	立会い年月日	未承諾理由	
土地の所有者名	立会い受託者名 相手方立会者名		立会い受託者名 県　側 相手方立会者名		立会い受託者名 県　側 相手方立会者名		
	年月日		年月日		年月日		保留・解決
	相手		相手		相手		
	会社		県		県	別添資料等	
			会社		会社		
	（土地所有者との関係）		（土地所有者との関係）				
	年月日		年月日		年月日		保留・解決
	相手		相手		相手		
	会社		県		県	別添資料等	
			会社		会社		
	（土地所有者との関係）		（土地所有者との関係）				
	年月日		年月日		年月日		保留・解決
	相手		相手		相手		
	会社		県		県	別添資料等	
			会社		会社		
	（土地所有者との関係）		（土地所有者との関係）				

注１　未承諾理由は、文書及び図面にて表現するものとし、図面を添付する場合には、「別添資料等」の欄に所在及び資料名称［例（次頁に台帳平面図コピーを添付する。）］等を記入する。
注２　第１次立会いで未承諾であったが、第２次立会い以降にて承諾であったばあいには、その経過も記入すること。

共　有　者　調　書

［様式第４号］

路線コード		平面図番号		境界確認書枚数	

共有者氏名	住所		共有持分割合	相続開始の有無	備考
	土地登記簿甲区欄	登記と住民登録との			
	住民登録（商業登記簿、法人登記簿）	不符号原因			

法　人　調　書

［様式第５号］

路線コード		平面図番号		境界確認書枚数	

商号	住所	代表者の住所氏名	代表に関する事項	備考

［様式第６号］

第　　号
昭和　　年　　月　　日

殿

事務所長

道路敷と道路に隣接する土地の境界確認に係る立会いについて
（依頼）

日頃より、道路行政の推進にあっては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、道路法第28条に基づく道路台帳の整備にともない、県道　　線に隣接する貴殿所有の土地と道路敷の境界を確認していただきたく、別紙により立会いをお願い申し上げます。

御多用中とは存じますが、よろしく御配慮くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

［別　紙］

1　立会い依頼の目的

福島県が管理する道路の区域を明確に把握し適正な道路管理を行うため、道路敷境界の立会いをお願いするものであります。

2　境界確認の方法

(1)　道路に隣接する土地の所有者の皆様に現地にて立会っていただく以前に、私どもが考える道路敷の境界に仮杭（木角杭4.5cm×4.5cm×45cm）を設置いたします。

（この件については、予め御了承ください。）

(2)　立会い当日、(1)の仮杭の設置箇所を見ていただき、その設置箇所に御承諾いただける場合には、仮杭の頭に赤色スプレーを施します。

（この場合、後日または当日のうちに、境界標を設置いたします。）

(3)　(2)の場合には、境界確認書に署名押印していただくことになります。

(4)　仮杭の設置箇所に異議ある場合には、次により対処させていただくことになります。

①　皆様が考える境界に、新たな仮杭を設置し、その頭に黄色のスプレーを施します。

②　当初仮杭と黄色仮杭を後日私どもで確認します。

ア　その結果承諾できるものであれば、その旨をお伝え致します。

イ　また、再調査が必要な場合には、多少時間をいただき、再度立会いをお願いすることになります。

［様式第７号］

3　立会い依頼要件

(1)　日　　時　　昭和　　年　　月　　日　午　前
　　午　後

(2)　場　　所

(3)　持参するもの

4　そ　の　他

立会い当日は、福島県が委託した下記の会社の担当者が、境界確認作業を行いますので、予め御了承ください。

なお、御不明の点がありましたら、お手数でも、下記の担当者まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

(1)　会　　社　　名
　　［電話番号（　　）　　－　　（内線　　番）］

(2)　担　当　者　名

(3)　県担当事務所名　　事務所　　課　　係
　　［電話番号（　　）　　－　　（内線　　番）］

［様式第８号］

道路台帳未補正箇所調書

作成年度	事務所名	路線名	路線コード	受託者氏名

未補正箇所データ							補正対応情報	
台帳冊数	台帳平面図番号	区間番号	～	台帳冊数	台帳平面図番号	区間番号	対応区分	施行年月日 工事名
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・
			～				・事務所 ・第２次整備	S　・　・

注１　当該調書は、道路台帳第２次整備事業において、道路現況と道路台帳が不一致の場合及び補正済みであるが電算未登録である場合に、必ず作成することとする。

注２　「補正対応情報」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

①　台帳補正施行の主体を区分する。
　具体的には、「対応区分」欄の「事務所」又は「第２次整備」の一方を丸で囲むこととする。

②　台帳補正施行済みの場合には、その完了時期を記入すること。

③　「工事名」欄には、道路現況の変化の根拠工事名を記入すること。

［様式第９号］

昭和　　年　　月　　日

事務所長 殿

測量会社　　印

代表取締役

道路台帳第２次整備調査事業に係る県道　　線
の道路敷境界の確認について（申請）

このことについて、道路台帳第２次整備調査要領に基づき、下記のとおり関係図書を作成しましたので、道路敷境界の確認をお願い申し上げます。

記

1　受託の内容及び担当者名　　別紙１のとおり
2　成果品目録　　別紙２のとおり

［様式第10号］

［別紙１］

受託の内容及び担当者名

1	受託番号	第　　号
2	路線コード	
3	路線名	
4	会社名	印
5	工期	
6	調査延長	km
7	境界立会い担当者名	
		私印
		私印
		私印
		私印
		私印
		私印
		私印

[様式第11号]

仕様書第９条による成果品（第　　号）

種別					
道路台帳図	原図	平面図			
		求積図(道路部)			
		求積図(道路敷)			
		公図			
	第２原図	平面図			
	青図	平面図			
		求積図(道路部)			
		求積図(道路敷)			
		公図			
調書	区間ごと延長・面積調書				
	橋梁調書				
	トンネル調書				
	踏切道調書				
	部分自歩道調書				
構造物台帳	橋梁				
	トンネル				
	踏切道				
	その他施設				
野帳					
測量計算簿					
精度管理表					
地点標成果簿					
境界確認書					
成果品チェックリスト					

［様式第12号］

伺い

道路台帳第２次整備調査事業に係る県道　　線
の道路敷境界の確認について

このことについては、道路台帳第２次整備調査要領に基づき各受託会社を指導監督して参りましたが、このたび、別添のとおり受託会社から道路敷境界の確認申請があり、精査した結果、添付図書のとおり道路敷境界を確認してよろしいか伺います。

記

１　路　線　名

２　受託会社名

３　添付図書

［様式第13号］

道路敷境界立会い総括調書

事務所	路線コード	路線名	工期	受託会社名

平面図番号	境界確認書の頁数	土地の所在			立会い実施状況・結果						管轄登記所名及び公図			備考	付属資料等頁数
		市町村	大字	字	所有者等氏名	立会い年月日等	未承諾	承諾			登記所名	17条地図	国土調査年月日		
								財産界	管理界	その他					

[様式第13号]

道路敷境界立会い総括調書

事務所	路線コード	路線名	工期	受託会社名

平面図番号	境界確認書の頁数	土地の所在			立会い実施状況・結果						管轄登記所名及び公図			備考	付属資料等頁数
		市町村	大字	字	所有者等氏名	立会い年月日等	未承諾	承諾			登記所名	17条地図	国土調査年月日		
								財産界	管理界	その他					
1 3		○ ×	＊＊＊	＋－＋							田島	○	S49.5.31	地方道改良工事施工中につき当該整備事業から除外した。	
4	1	○ ×	＊＊＊	＋－＋	福島太郎	62.8.4	○					○	S49.5.31		未承諾 p1
		○ ×	＊＊＊	＋－＋	福島次郎	×								東京在住につき立会い依頼せず。	
	2	○ ×	＊＊＊	＋－＋	田島一男	62.8.9		○							
		○ ×	＊＊＊	＋－＋	山口肇	62.8.4			○						

注　「立会い年月日等」欄は、立会いした場合にはその年月日を、未立会いの場合には×を記入する。
「未承諾・承諾」欄には、該当する箇所に○印を記入する。
「その他」とは、道路敷境界承諾において、一部管理界にて承諾を得ている場合等が該当する。
「管轄登記所名及び公図」欄は、登記所の名称を記入し、公図が国土調査済みの場合に、その施行年月日及び17条該当地図か否か（該当する場合は○印）を記入する。
「備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
①　当該整備事業で、未施行箇所がある場合に、その理由を記入する。（例えば、工事施行中につき未施行とか、既設境界標設置済みにつき立会い未施行とかである。）
②　国土調査施行中箇所及び認証前の箇所がある場合
③　その他

3－6　用　地　幅　杭

1　用地幅杭の定義

(1)　用　地　杭

取得し又は使用しようとする土地の区域を明示するために打設する仮杭（木杭）をいう。

(2)　用地境界杭

用地取得の完了した土地とこれに隣接する土地との境界を明示するために打設する杭（コンクリート杭又は鋲）をいう。

2　用地杭の位置

用地杭は直線で結ばれた境界の折点のすべてに設けるほか、同一直線が長く続く所では、原則とし20m間隔に打設するものとする。但し必要に応じて間隔を短縮できるものとする。

なお曲線区間（外側）及び、交差道路の取付け、水路の取付け、測点間で地盤線の高低差がある場合等で、必要のある箇所は、影響範囲を考慮して設置するものとする。

3　標準的設置幅

(1)　市街部における用地杭の設置

①　市街地において隣接地が平地であれば、特に余裕をとらず、歩道縁石外面（側溝の場合は外壁を用地境界とし、用地杭を設置するものとする（図3－10)。

②　市街化が予想される箇所についても前項を適用するものとする。

(2)　平地部における用地杭の設置

①　宅地及び宅地見込地の場合

○市街地に準ずる。

②　田地及び畑地の場合

○地形が平坦地の場合の余裕幅は0.5mを標準とする。

○将来宅地化の可能性のある場所は市街地に準ずる。

○丘陵地については山地部に準ずる。

(3)　山地部（丘陵地）における用地杭の設置

①　切土部の場合

(イ)　切土部の法肩には道路構造保全に必要な余裕幅を次の項目について考慮し、用地杭を設置するものとする。

(a)　曲線の外側　計算による。

(b)　地　　形　地山の勾配、測点間の起伏等

(c)　土　　質　崩れやすさ、土質区分の変化による法勾配の変化等

(d)　気象条件　降雨量、降雪量、凍結、凍上等

(e)　切　土　高

(f)　法面保護構造物の形状種類　植生、モルタル吹付、コンクリート吹付、法枠、落石防止網、ポケット式ロックネット等を考慮する場合はアンカー設置幅等

(g) 土 地 地 目　宅地、農地（畑・水田）山林等

(h) 測量誤差、施工誤差

(ロ) 必要余裕幅は上記項目を検討して決定するものとするが、標準的に表３－７によることができる。（市街地は別途）

表３－７　切土の場合の余裕幅

切　土　高 (H)	余　裕　幅(W)		おおよその地形
	標 準 値	上 限 値	
H≧1.5m	0.5m		
1.5＜H≦３m	1.0m		平地及び丘陵地
３＜H≦７m	1.5m	2.0m	
７＜H≦14m	2.0m	3.0m	山地部
14＜H	3.0m	4.0m	

(ハ) 設　置　例

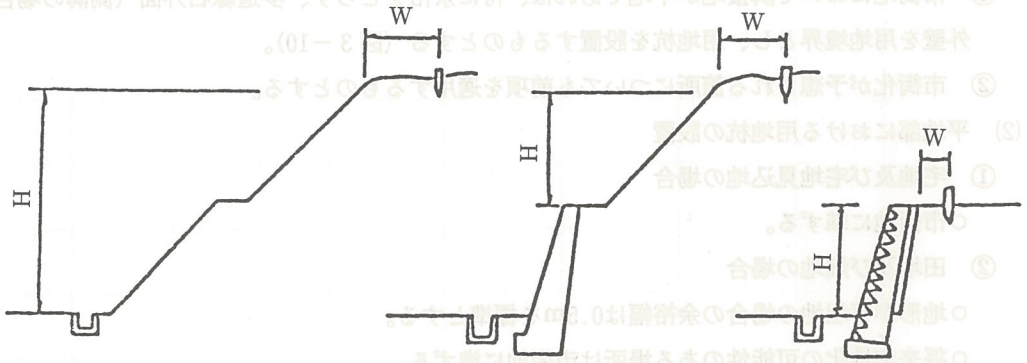


図３－９　設　置　例

② 盛土部の場合

(イ) 盛土部の法尻には道路構造物保全に必要な余裕をとって、用地杭を設置するものとする。余裕幅は0.5mを標準とするが盛土高が高い場合、地形が複雑な箇所、軟弱地盤等の場合は表３－８上限値を採用してもよい。

表３－８　盛土の場合の余裕幅

盛土高(H) (法尻より)	余　裕　幅(W)		おおよその地形
	標 準 値	上 限 値	
H≧５ｍ	0.5m		
５＜H≦10m	0.5m		
10＜H≦15m	0.5m	1.0m	丘陵及山地部
15＜H≦20m	0.5m	1.5m	〃

(4)　橋梁、トンネルにおける用地杭の設置

①　高架橋の下は特別な場合を除いて、橋梁直下（地覆外面）の片側に原則として0.5mの余裕をとって用地杭を設置するものとする。(環境対策等を考慮する場合は、その余裕幅を考慮するものとする)

②　河川、鉄道等をまたぐ橋梁の場合はそれぞれの規程に従って、占用手続をとり処理するものとする。

③　トンネルの場合は原則として用地買収は行わないものとする。但し、坑口附近の土被りが浅くトンネル構造物に影響をおよぼす恐れのある場合は買収するものとする。

(5)　暫定施工の場合の用地杭の設置

暫定施工の場合であっても用地杭は全幅（買収幅）施工に必要な用地を含めて設置するものとする。

4　標準的幅杭位置(例)

(1)　市街化箇所又は将来市街化予想箇所並びにその他の宅地等箇所

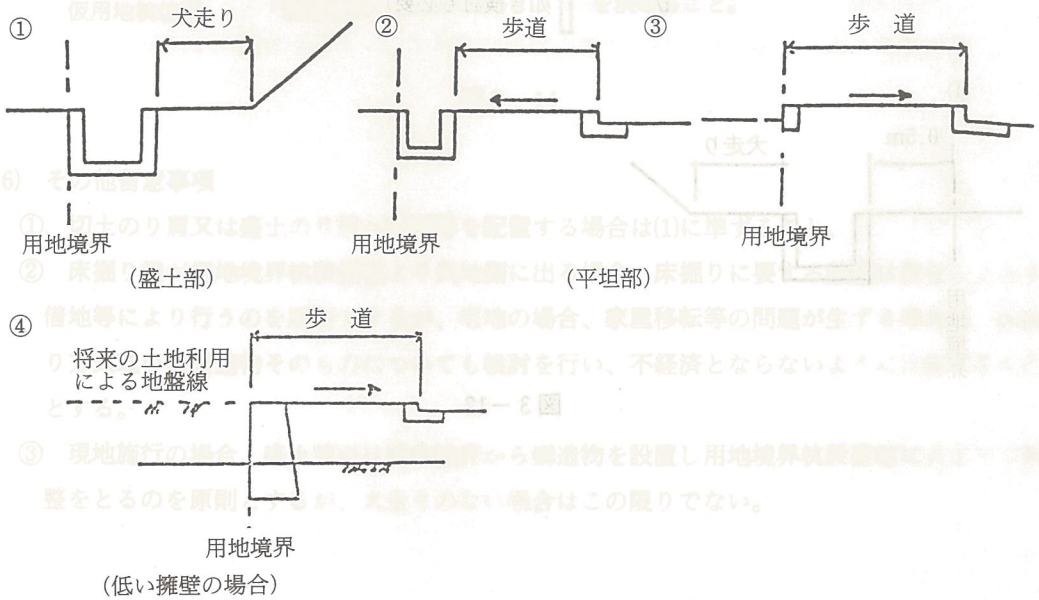


図３－10

(2)　前項以外の田、畑地等箇所

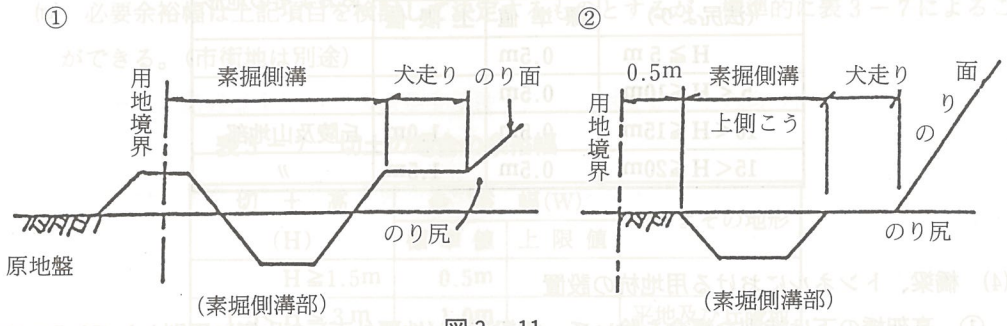


図３－11

(3)　構造物箇所

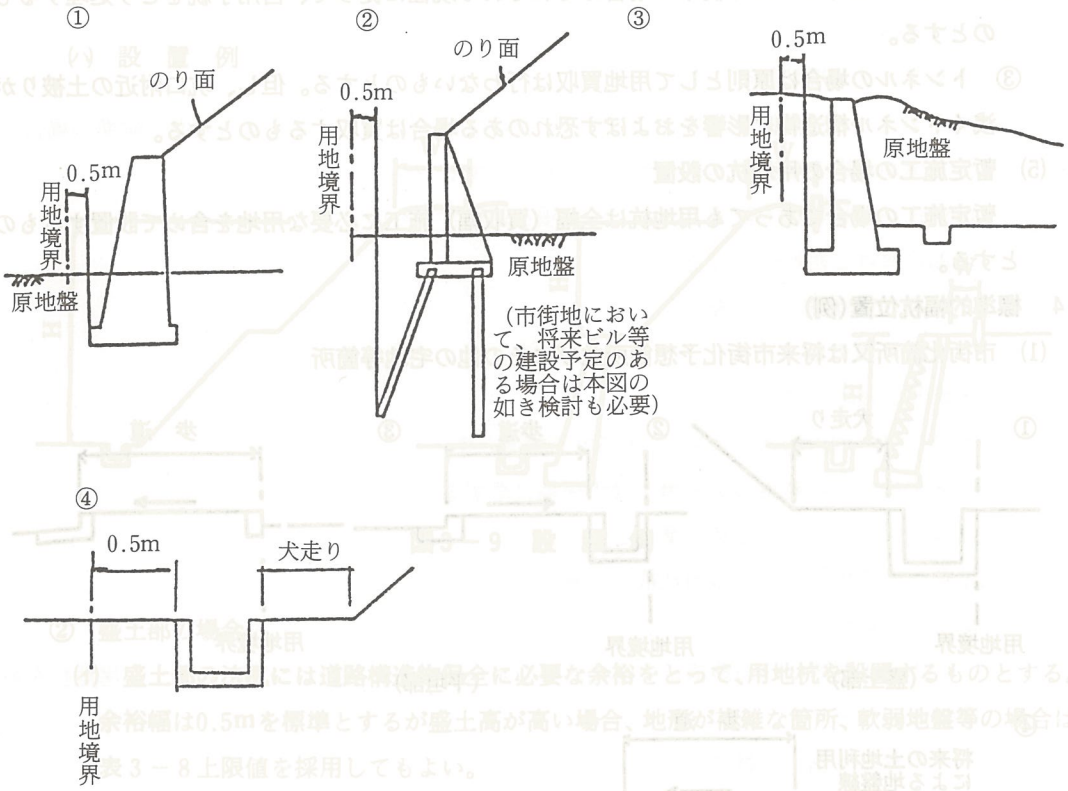
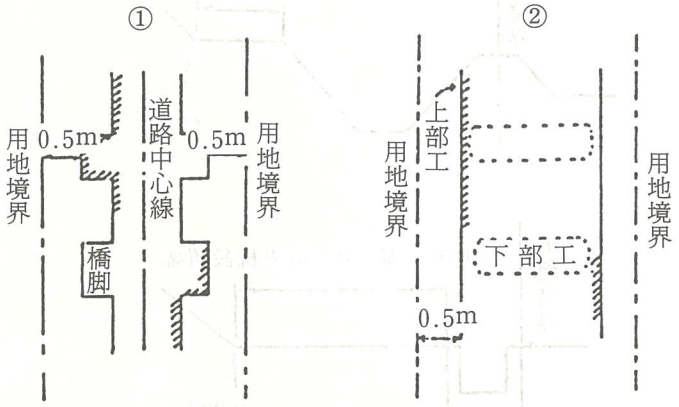


図３－12

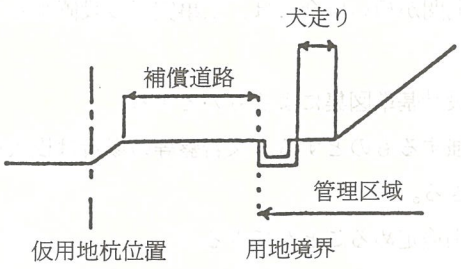
(4) 橋梁箇所



(注) 斜杭等がある場合は図3－12構造物箇所に準ずるものとする。

図3－13

(5) 機能補償道路を本線法尻に設けた箇所



(注) 補償道路の民地側へ側こうを設ける必要がある場合は、(1)に準じて仮用地杭設置位置を決めること。

図3－14

(6) その他留意事項

① 切土のり肩又は盛土のり尻へ歩道等を配置する場合は(1)に準ずること。

② 床掘り線が用地境界杭設置幅より民地側に出る場合、床掘りに要する敷幅は買収によらず借地等により行うのを原則とするが、宅地の場合、家屋移転等の問題が生ずる場合は、床掘り方式或いは構造物そのものについても検討を行い、不経済とならないように比較するものとする。

③ 現地施行の場合、盛土箇所は用地境界から構造物を設置し用地境界杭設置幅は犬走りで調整をとるのを原則とするが、犬走りのない場合はこの限りでない。

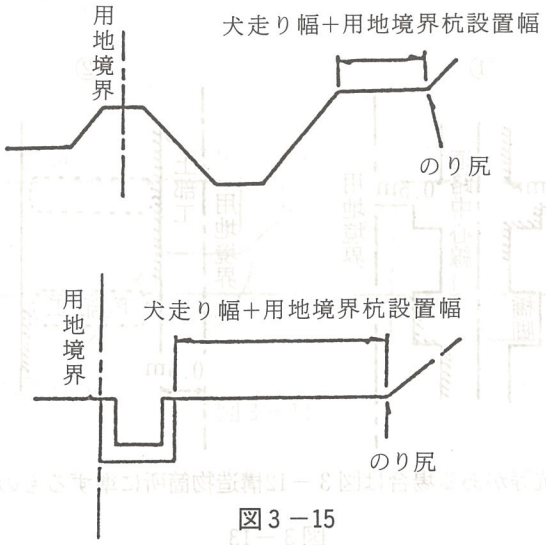


図３－15

5　用地境界杭の設置

(1)　用地境界杭の設置時期

用地境界杭は土地取得後、すみやかに設置するものとする。この場合既設用地杭は撤去するものとする。但し土地取得後、工事着工まで期間が短い場合には、工事完了後設置することができる。

(2)　用地境界杭の構造などは、福島県土木工事設計基準図集によるものとする。

設置位置の状況に応じて根巻ブロックで補強するものとする。又岩盤等の場合は根入を切断し、コンクリート根固めで補強することができる。

(3)　鉄道関係等については、相手側と協議して別途定めることができる。

(4)　市街地等の場合は境界杭の替りに構造物等に境界プレート等を設置して代用することができる。